

静岡県水産業共同施設整備事業費補助金取扱要領

第1 趣旨

静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱（昭和63年8月3日付け水第3-55号農業水産部長通知。以下「要綱」という。）別表1の水産業共同施設整備事業については、要綱に定めるもののほかこの要領による。

第2 補助の対象

- (1) 要綱別表1の経費欄に掲げる事業の対象施設は別記とする。ただし、解体費、用地買収費、借地料、消耗品費等は補助対象としない。
- (2) 補助額は700万円を上限とし、また、事業費が300万円未満の場合は補助対象としない。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 算出された補助額に10万円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

第3 提出書類等

- (1) 交付申請書には次の書類を添付すること。
 - ア 事業主体の議事録抄本(市町にあっては予算書の抜すい、又は予算化の見通しについて記載した書面)
 - イ 施設の年間運用計画
- (2) 事業着手報告
事業に着手した日から起算して10日を経過した日までに事業着手届(様式1)に次の書類を添付して提出すること。
 - ア 入札(見積)結果表の写し
 - イ 工程表の写し
- (3) 実績報告書には次の書類を添付すること。
 - ア 契約書の写し
 - イ 出来形設計図書
 - ウ 事業の経過及び完了を証するに足る写真
- (4) 運状況報告
事業完了後3年間、運営状況報告書(様式2)を作成し、毎年度分(4月～3月)を翌年度4月末までに提出すること。

附 則

この改正は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

別 記

事業種目	施設名
1 水産業基幹施設 整備事業	(1) 経営基盤施設 ①漁船保管施設 ②漁船修理場 ③漁具保管修理施設 ④給水・給氷・給油及び給電施設 ⑤荷さばき施設 ⑥養殖・蓄養施設 ⑦水産倉庫 ⑧製氷・冷凍及び冷蔵施設 ⑨加工施設 ⑩陸上無線施設及び気象通信施設
	(2) 環境改善施設 ①排水・水産廃棄物等処理施設 ②作業環境改善施設
	(3) 資源管理推進施設 ①種苗生産・育成施設 ②養殖用餌料保管調整施設 ③養殖用作業保管施設
	(4) 上記に関連する付帯設備
2 水産業活性化施設 整備事業	(1) 水産物消費拡大施設 水産物展示・即売施設
	(2) 漁場利用促進施設 ①ダイビング関連施設 ②遊魚関連施設
	(3) 上記に関連する付帯設備
3 水産業関連機械 設備整備事業	(1) 荷役機械設備（ただし、次のものに限る。） ア 国庫補助金事業等による施設整備に関連するもの イ 組合合併に伴い必要となるもの ウ 経営改善対策協議会等において再建上特に認められたもの エ 鮮度保持機能等特別な機能の高度化に資するもの
	(2) 衛生管理強化機械設備 （HACCP方式等への対応を目的とした機械設備に限る。）

様式1 (用紙 日本産業規格A4縦型)

水産業共同施設整備事業着手届

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

次のとおり工事に着手したので、お届けします。

事業主体名	
事業実施の場所	
事業種目	
着手年月日	
完了予定年月日	
工事施工者	
事業実施方法	
事業費	

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式2 (用紙 日本産業規格A4縦型)

水産業共同施設運営状況報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

代表者 氏 名

年度水産業共同施設運営状況について、次のとおり報告します。

- 1 事業主体名
- 2 施設名
- 3 構造及び規模
- 4 施設設置場所
- 5 事業実施年度
- 6 事業費 (千円)
補助金 県
市町
- 7 運営(利用)状況 月別に具体的に作表すること。(A4)
- 8 その他

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名